

# 国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針（抜粋）

[平成14年12月24日内閣官房公表]

## 1 国庫補助負担事業の廃止、縮減等

### (1) 「改革と展望」の期間中における基本方針

地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、「国から地方へ、官から民へ」の基本的考え方の下、国と地方の役割を見直し、国の関与を縮小しつつ、地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担事業の在り方の抜本的な見直しに取り組み、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。

このため、地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」等を踏まえ、必置規制等国の義務付けの縮減と併せて、国庫補助金と国庫負担金の区分に応じ、(2)に掲げる事項別の方針に基づき、国庫補助負担事業を廃止・縮減するとともに、以下の方針により、既存の制度や事業の見直しを進めることとし、これらについて各大臣が責任を持って検討し、国庫補助負担事業の整理合理化を推進する。

また、存続する補助事業についても、地方の自主性を高める観点から、国の義務付けの縮減、統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化等の改革を進める。

#### ア 国庫補助金の廃止・縮減

(ア) 国庫補助金については、原則として廃止・縮減を図っていく。

(イ) 国庫補助金のうち、補助率が低いもの（3分の1未満）又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行う。

#### イ 国庫負担金の廃止・縮減

(ア) 国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等とあわせて見直し、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していく。

(イ) 総合的に樹立された計画に従って実施させるべき建設事業に係る国庫負担金については、従来のシェア配分にとらわれずにその対象を国家的なプロジェクト等広域的効果を持つ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに、住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金については類似した奨励的補助金も含めて国の補助負担対象の縮減・採択基準の引き上げ等を図り、地方の単独事業に委ねていく。

この場合において、全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫負担金については、廃止・縮減する。

#### ウ 国庫補助負担金を通じた廃止・縮減

(ア) 地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、

即ち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする地方公共団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金については、原則として、一般財源化を図る。

また、人件費補助に係る補助金、交付金等については、当該職員設置に係る必置規制等を見直すとともに、特定地域に対する特別なものを除き、一般財源化等を図る。

- (イ) 国庫補助負担金が少額のもの、地方公共団体が行う事務・事業全体に係る経費のうち国庫補助負担事業部分が一部にすぎないもの等については、原則として、廃止又は一般財源化を図る。
- (ウ) 投資的経費に対する国庫補助負担金については、特に、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から、以下のとおり、廃止・縮減する。
  - ① 市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。
  - ② 広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。
  - ③ 既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任を持って行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討する。維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次廃止・縮減する。
  - ④ 公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。

## (2) 「改革と展望」の期間中における対処方針

「改革と展望」の期間中における対処方針は別紙1に掲げるとおりである。

## (3) 平成15年度予算における具体的措置

平成15年度における具体的措置は別紙2に掲げるとおりである。

以上の措置により、平成15年度予算においては、金額で総額5,600億円程度を削減する。

(注：金額は、精査の結果、今後、異同を生ずることがある。)

なお、平成15年度から行うこととする義務教育費国庫負担金、在宅福祉事業費補助金の一部等の一般財源化に伴い、地方において必要となる一般財源の額については、その2分の1を地方特例交付金で、2分の1を地方交付税（交付税特別会計借入金（国負担4分の3・地方負担4分の1）による。）で三位一体の改革に向けた暫定措置を講ずる。

### 【国庫補助負担事業に関する芽出し】

- 総額5,600億円程度を削減。
- 義務教育費国庫負担金等2,300億円程度の一般財源化に伴い、その2分の1を地方特例交付金で、2分の1を地方交付税で、三位一体の改革に向けた暫定措置。
- 市町村道に対する補助を原則廃止、ネットワーク関連等に限定。また採択基準を5億円以上に引上げ。

## 2 地方交付税の改革

### (1) 「改革と展望」の期間中における基本方針

三位一体改革の中で、国庫補助負担金の大幅な削減、税源移譲を含む税源配分の見直しと同時に、地方交付税の改革を行う。9割以上の地方公共団体が交付団体となっている現状を大胆に是正し、交付税に依存しない団体の割合を高めていく必要がある。

このため、地方交付税が担う財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて引き続き議論を進める。

地方においては大幅な財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

このような観点から、三位一体改革の中で、次のとおり、地方交付税が担う財源保障の役割を見直す。

ア 国・地方を通じた行財政のスリム化を推進していく観点から、国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画の歳出を徹底的に見直すとともに、「改革と展望」の期間中、地方財政計画の歳出の計画的抑制を図ることにより、計画規模の抑制を通じて交付税総額の抑制に努める。

イ 地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で、国の関与の廃止・縮小に対応して、できるだけ客観的かつ単純な基準で交付額を決定するような簡素な仕組みにしていく。

### (2) 平成15年度予算における具体的措置

平成15年度においては、上記の方針を踏まえ、以下の措置を講じる。

- ・給与関係経費について計画計上人員を1万人以上削減するほか、投資的経費に係る地方単独事業費を前年度比5.5%程度減額するとともに、一般行政経費等に係る地方単独事業費を前年度以下の水準に抑制する。これによって、平成15年度の計画規模を前年度に比べ総額1兆3,600億円程度下回る水準とする。
- ・都道府県分について留保財源率の引上げを行うとともに、引き続き事業費補正及び段階補正について見直しを行う。

**【地方交付税に関する芽出し】**

- 以下の方針等により地方財政計画の規模を前年度比総額 1 兆 3,600 億円程度抑制。
  - ・計画計上人員を 1 万人以上削減
  - ・投資的経費に係る地方単独事業費を前年度比 5.5% 程度減額
  - ・一般行政経費等に係る地方単独事業費を前年度以下の水準に抑制
- 都道府県分の留保財源率を引き上げ、事業費補正・段階補正の見直し。

### 3 税源移譲を含む税源配分の見直し

#### (1) 「改革と展望」の期間中における基本方針

地方の「自助と自律」を高めるためには、市町村合併の推進や地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減などによる地方行財政の効率化を前提に、地方公共団体が一層の情報開示を進め、受益と負担の対応関係を意識しつつ自らの責任と判断で地域のニーズに応じた行政サービスを実施できるよう自主財源を中心とした歳入基盤を確立することが必要である。

税源移譲を含む税源配分の見直しについては、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の改革とあわせて検討することとし、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

#### (2) 平成 15 年度予算における具体的措置

平成 15 年度から、市町村道整備に係る国庫補助負担金の補助負担対象範囲の限定及び直轄方式による高速道路整備への地方負担の導入に伴う影響を踏まえ、自動車重量譲与税の譲与割合を 4 分の 1 から 3 分の 1 に引き上げることにより、所要の税源を地方に移譲する（平年度 930 億円）。

**【税源移譲を含む税源配分に関する芽出し】**

- 自動車重量譲与税の譲与割合を 4 分の 1 から 3 分の 1 に引上げ、移譲（平年度 930 億円）。